

# 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター会員に関する規程

平成23年4月1日

規程 第 16 号

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター定款（以下「定款」という。）第51条第2項の規定に基づき、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時勤務する従業員が300人以下1人以上の事業所
- (2) 勤労者 賃金を受けて雇用されている従業員
- (3) 会員 第4条に規定する資格を有し、かつ、第5条の規定に基づく理事長の承認を得た者
- (4) 会員家族 会員の同居の家族
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

## (会員の種別)

第3条 センターの会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号会員 センターの目的に賛同して入会した船橋市（以下「市」という。）内の中小企業で、当該中小企業の勤労者及びその事業主が一括して入会した会員
- (2) 2号会員 センターの目的に賛同して入会した1号会員以外の個人会員

## (入会資格)

第4条 センターに入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、反社会的勢力に該当すると認められたとき及び反社会的勢力に関与していることが認められたときは、この限りではない。

- (1) 市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (2) 市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者
- (3) その他理事長が適当であると認めた者

## (入会申込)

第5条 1号会員又は2号会員としてセンターに入会しようとする者は、入会申込書に關係書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 1号会員の事業主は、新たに会員を追加入会（以下「追加入会者」という。）する事由が生じたときは、当該会員の氏名、生年月日、住所等の指定する事項を所定の手続により理事長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 1号会員及び2号会員が同居の家族を会員家族として登録するときは、当該家族の氏名、生年月日、続柄等の指定する事項を所定の手続により理事長に提出し、その承認を得なければならない。

4 前3項の規定により、理事長は、入会を承認したときは、入会承認書及び会員証を交付するものとする。

(会員証の再交付)

第6条 会員は、前条第4項の規定により交付された会員証を紛失し、又は損傷したときは、所定の手続により理事長に再交付の申請をするものとする。

2 理事長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに会員証を再交付するものとする。

(資格の取得)

第7条 第5条の規定により入会した会員は、入会承認日をもって会員資格を取得する。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第2号に規定する共済給付事業に係る資格の取得は、別に定めるセンター共済給付規程(平成23年規程第17号。以下「共済給付規程」という。)によるものとする。

(会員対象事業)

第8条 前条に規定する資格を取得した会員は、次の事業を利用することができる。

(1) 定款第4条第1号から第3号までの事項に係る利用助成事業及び同条第7号に係る情報誌の配布

(2) 定款第4条第6号に規定する共済給付事業

2 前項第1号の利用助成事業の種類及び助成額については、理事長が別に定める。

3 第1項第2号の共済給付事業については、別に定める共済給付規程によるものとする。

(退会届)

第9条 会員が資格を喪失したときは、会員証を添えて所定の手続により理事長に退会届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失するものとする。

(1) 第4条各号に規定する会員の入会資格を失ったとき。

(2) 会員から退会の申出があったとき。

(3) 会員が正当な理由なく会費を6箇月以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

2 会員が会員の資格を喪失した日をもって退会日とする。ただし、前項第3号に規定する場合は、会費の納入があった最後の月の末日をもって退会日とする。

3 第1項第3号に規定する場合は、前条に規定する退会届の提出を省略することができる。

(資格の取り消し)

第11条 理事長は、会員に次に掲げる事実が認められたときは、事業の利用を停止し、会員資格を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為によりセンターに著しい不利益を与えたとき。

(2) センターの信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(3) 会員が反社会的勢力に該当すると認められたとき及び反社会的勢力に関与していることが認められたとき。

2 理事長は、前項の規定により会員資格を取り消すときは、取り消す前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、取り消しを決定したときは、取り消された者に対し、所定の手続きにより通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。

(権利の喪失及び義務の履行)

第12条 前2条の規定により、会員資格を喪失し、又は取り消された者は、センターに対する一切の権利を喪失するとともに、センターに対して負担すべき一切の義務を履行しなければならない。ただし、第10条の規定により会員資格を喪失した者は、第8条第1項第2号の事業については、別に定める共済給付規程によるものとする。

(資格の継続)

第13条 理事長は、1号会員が系列中小企業への移籍により資格を喪失した場合で、当該系列中小企業がセンターの1号会員として入会しているときは、事業主の申出により資格を継続することができる。

(変更届)

第14条 1号会員及び2号会員は、届出をした事項並びに会費の口座振替金融機関及び口座番号等に変更が生じたときは、速やかに所定の手続により変更届を理事長に届出なければならない。

2 理事長は、前項の変更届を受理したときは、当該事業主に変更受理書を交付するものとする。

(会費)

第15条 会費の額は、会員1人につき月額500円とする。

(会費の納入)

第16条 1号会員及び2号会員は、センターへの入会を申し込もうとする時に理事長が指定する月数分の会費を納入しなければならない。

2 入会申し込み後の会費の納入は、原則として会員が指定する金融機関の預金口座からの自動振替とする。

3 会費の振替月は、4月、7月、10月及び1月とし、振替月から3か月分をその月の20日に一括して納入するものとする。ただし、口座振替日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。

4 1号会員の事業主が前2項の規定により納入する会費の額の算定は、振替月の1日現在の会員数を基準とする。

5 1号会員の追加入会者の会費の納入については、第1項の規定を準用するものとする。

6 理事長は、会費が納期までに納入されない会員に対しては、納入されるまでの間、第8条の事業の利用を停止することができる。ただし、第8条第1項第2号の事業については、別に定める共済給付規程によるものとする。

(会費の返還)

第17条 既納の会費は、過誤納入及び退会届を提出した月の翌月以後の会費について返還するものとする。

(会費の使途)

第18条 第15条に規定する会費は、定款第4条に規定する事業のうち第1号から第3号に関する事業、第6号に関する事業、第7号に関する事業及び法人の管理運

営費に充てるものとする。

2 前項の各事業とそれに充てる事業費の割合は、理事長が理事会に諮って決定するものとする。

(規程の変更)

第19条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、平成4年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。